

固定資産土地・家屋 価格等縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の納税者が、ほかの固定資産との比較により、自分の固定資産の評価額が適正かどうかを判断できるよう、土地価格等縦覧帳簿・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

時 5月9日(金)までの

午前8時30分～午後5時15分、

5月12日(月)～6月2日(月)

午前9時～午後4時45分

※土・日曜日、祝日を除く

対 ・土地の納税者(土地価格等縦覧帳簿)

・家屋の納税者(家屋価格等縦覧帳簿)

持 ・マイナンバーカード、運転免許証、納税通知書
など本人確認ができるもの

・代理人の場合は、委任状および代理人の本人確認
ができるもの

所 ・閩税務課

☎・有(582)1115

FAX(583)9738

令和7年度 国民年金保険料

令和7年度(令和7年4月分～令和8年3月分)の国民年金保険料額は、月額1万7,510円です。

国民年金保険料は、日本年金機構から発行される納付書で、コンビニや金融機関、スマホアプリ決済サービスなどで納めることができるほか、事前申し込みにより、口座振替、クレジットカードで納めることもできます(市役所窓口でも、口座振替などの申し込みは可)。

また、前納制度・口座振替早割制度を利用すると割引されます。詳しくは、下記ホームページをご覧ください。下記へお問い合わせください。

保険料は、納付期限までに納めましょう

国民年金保険料は、納付案内書に記載されている納付期限までに納めましょう。未納のままにしておくと、障害や遺族の年金、老後の年金が受けられなくなることがあります。また、保険料は納付期限から2年経過すると、時効により納められなくなります。

経済的な理由で保険料を納めることが難しい場合は、申請により、保険料が免除される制度(所得制限あり)があります。詳しくは、下記へお問い合わせください。

閩・日本年金機構 草津年金事務所

☎(567)2220

・国保年金課

☎・有(582)1120 FAX(583)9738



日本年金機構
ホームページ

軽自動車(小型二輪)所有の皆さまへ 車検時に納税証明書の提示は 原則不要になります

4月から小型二輪が軽自動車税納付確認システム(軽JNKS)の対象になり、軽四輪と同様に、納付状況がオンラインで確認できるようになりました。

今後は、**車検時に納税証明書の提示は原則不要**です。

ただし、以下の場合には従来どおり紙の納税証明書が必要となります。

①納付直後、購入直後、他の市町村に引っ越した直後 など

②対象車両に過去の未納がある場合



閩納税課

☎・有(582)1118 FAX(583)9738

児童扶養手当額が 4月分から変わります

児童扶養手当の手当額は、物価が上昇すれば増額し、物価が下落すれば減額する仕組み(自動物価スライド制)です。

今回の額改定は、令和6年の全国消費者物価指数が前年比プラス2.7%であったことを踏まえ、令和7年度の手当額を2.7%引き上げるものです。

区分		3月分まで (月額)	4月分から (月額)
本体額 (1子目)	全部支給	4万5,500円	4万6,690円
	一部支給	4万5,490～ 1万 740円	4万6,680～ 1万1,010円
第2子 以降 加算額	全部支給	1万 750円	1万1,030円
	一部支給	1万 740～ 5,380円	1万1,020～ 5,520円

※一部支給額は、所得額などに応じて決定されます。

閩こども家庭相談課

☎・有(582)1137 FAX(582)1138